

長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>第1項～第3項 略</p> <p>4 第2項の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合には、期間の短期の2倍を下限とし、期間の長期の2倍(最長36月)を上限として、期間の加算ができるものとする。</p> <p>第5項～第9項 略</p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)</p> <p>第5条の2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2第4号から第8号までのいずれかに該当する有資格事業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(3) 別表第2第4号ア、第5号又は第6号のいずれかに該当する有資格事業者について、独占禁止法第7条の3第1項の適用があった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>第6条～第9条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>第1項～第3項 略</p> <p>4 第2項の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合には、期間の短期の2倍を下限とし、期間の長期の2倍を上限として、期間の加算ができるものとする。</p> <p>第5項～第9項 略</p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)</p> <p>第5条の2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2第4号から第8号までのいずれかに該当する有資格事業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(3) 別表第2第4号ア、第5号又は第6号のいずれかに該当する有資格事業者について、独占禁止法第7条の2第7項の適用があった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>第6条～第9条 略</p>

別表第1 不正行為に基づく措置要件（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 県発注の物品調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書及び一般競争入札参加申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
2～3 略	略

別表第1 不正行為に基づく措置要件（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 県発注の物品調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札参加申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
2～3 略	略

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
1～5 略	
（重大な独占禁止法違反行為） 6 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号。以下同じ。）の適用を受けるものが含まれる場合に、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けた場合（有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。）	刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から6月以上36月以内
7 略	
（重大な公契約関係競売等妨害又は談合） 8 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定の適用を受けるものが含まれる場合に、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から6月以上36月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
1～5 略	
（重大な独占禁止法違反行為） 6 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号。以下同じ。）の適用を受けるものが含まれる場合に、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けた場合（有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。）	刑事告発又は逮捕を確認した日から6月以上24月以内
7 略	
（重大な公契約関係競売等妨害又は談合） 8 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定の適用を受けるものが含まれる場合に、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から6月以上24月以内